

第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 令和3年8月18日(水) 午前10時00分
- 場 所 津市芸濃コミュニティセンター 2階 大会議室
- 出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明 ・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春 ・11 清水 喜代己
12 海野 要 ・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ・21 坂野 大徹
23 川邊 千秋
以上13名
- 欠席委員 10 牧野 礼吉
- 出席部会員外委員 会長 守山 孝之
- 議長 第1農地部会長 太田 義政
- 事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹
- 総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹 香良洲：豊田担当主幹
- 議事録署名者 21 坂野 大徹 ・ 9 片岡 正春
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第8回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、10番 牧野 礼吉委員が欠席ですので、出席委員は13名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
21番 坂野 大徹委員、9番 片岡 正春委員、よろしく申し上げます。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。
事務局申し上げます。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は18,239㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから4ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は13,246.31㎡で、その内訳は田が7,257.73㎡、畑が5,988.58㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
番号1、一般個人住宅用地
番号2、駐車場用地
でございます。
以上、件数は2件、合計面積は763㎡で、すべて畑でございます。

6ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、分譲住宅用地
でございます。
以上、件数は1件、面積は457㎡で、畑でございます。

7ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地
でございます。

以上、件数は1件、面積は505㎡で、田でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、番号2、一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は2件、合計面積は371㎡で、すべて畑でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、9ページから10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 _____、面積 10,305㎡、渡人 _____、面積 10,305㎡、申請地 安東町柏ノ木 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 697㎡ 外5筆、合計面積 7,693㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、父である渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 高茶屋、受人 _____、面積 15,493.27㎡、渡人 _____ 持分20分の10外、面積 1,128㎡、申請地 高茶屋小森町中山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 479㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 黒田、受人 _____、面積 17,028.99㎡、渡人 _____、面積 5,535㎡、申請地 河芸町南黒田登里 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 76㎡ 外2筆、合計面積 204㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 黒田、受人 _____、面積 20,860.90㎡、渡人 _____、面積 9,616.43㎡、申請地 河芸町浜田小脇 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 9.91㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、耕作利便を高めるものです。

番号5、地区 黒田、受人 _____ 持分3分の1外2名、面積 7,4

16.88㎡、渡人 _____、面積 10,788.61㎡、申請地 河芸町三行大門_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 36㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 草生、受人 農事組合法人 _____ 代表理事 _____、面積 239,460㎡、渡人 _____、面積 6,900.57㎡、申請地 安濃町草生四反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 816㎡外4筆、合計面積 4,612㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は13,033.91㎡、このうち田が11,648.91㎡、畑が1,385㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東。
- 川邊委員 23番、川邊です。10日に私と、地元推進委員、事務局と確認しました。
問題ございません。
- 議長 番号2、地区 高茶屋、お願いします。
- 村澤委員 5番、村澤です。何の問題もございませんでした。
- 議長 番号3から番号5、地区 黒田、お願いします。
- 喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現場を見ましたが、何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。4番も、5番も問題ありません。
- 議長 番号6、地区 草生、お願いします。
- 内藤委員 13番、内藤です。8月10日に地元推進委員、農業委員2名、事務局と現地確認いたしました。何も問題ございません。よろしくお願いします。
- 議長 番号1から番号6について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
- 部会委員 <一同 異議なし>
- 議長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いた

します。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 安東、申請者 _____、申請地 安東町西園_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 171㎡ 外1筆、合計面積 248㎡。

これにつきましては、申請地を倉庫・物置・資材置場用地とするものですが、昭和51年頃から、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、申請者 _____、申請地 産品木崎_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 502㎡。

これにつきましては、申請地を植林しようとするものですが、日照不足などの耕作条件の悪化から、昭和62年頃に植林した旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は750㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員

23番、川邊です。8月10日に地元推進委員と、私と、事務局で現地を見ました。問題ございません。

議長

番号2、地区 楡形、お願いします。

東海委員

4番、東海です。8月10日に、地元推進委員、私、事務局と3名で確認いたしました。何ら問題ございませんでした。

議長

番号1から番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定い

たします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 半田平木 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 559㎡ 外3筆、合計面積 1,505㎡。

これにつきましては、自己が造船資材の加工を行う、法人の代表を務める受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫・資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 産品衣谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 13㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、51.60㎡、パネルの設置率は一体利用地を含み、転用面積49.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町薬師谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 218㎡。

これにつきましては、申請地の隣接地にあたる山林で、太陽光事業を行う受人が、渡人から申請地を譲り受け、当事業に係る駐車場及び太陽光管理用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本八幡前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 998㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、527.28㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本巾 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 905㎡ 外1筆、合計面積 1,060㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、527.28㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は3,794㎡、このうち田が3,781㎡、畑が13㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 神戸、番号2、地区 櫛形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。8月10日の日に地元推進委員、事務局、私と現地確認いたしました。何ら問題ありませんでした。2番の櫛形、同じく8月10日の日に地元推進委員、私、事務局と確認しました。事務局説明通り何ら問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。10日に田中委員と事務局で確認いたしました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号4、番号5、地区 棕本、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。8月10日に地元推進委員と確認いたしました。5番は会長、事務局と現場確認いたしました。何も問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号5について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 明、借人 合同会社 _____ 代表社員 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町林墓ノ谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 994㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、437.71㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は994㎡、田でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。8月10日に委員2名と地元推進委員とで確認いたしました。事務局説明通り問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすること決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町川西岡副 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 79㎡ 外1筆、合計面積 296㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は296㎡、このうち田が79㎡、畑が217㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。8月10日に地元推進委員、農業委員、事務局と現地を確認させていただきました。何ら問題ございませんでした。よろしく申し上げます。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。
次に別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で19,639㎡、畑の賃貸借、使用貸借で14,063㎡、契約件数は13件でございます。

河芸地区につきましては、田の使用貸借で18,997㎡、畑の使用貸借で5,806㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、畑の使用貸借で285㎡、契約件数は1件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,442㎡、畑の使用貸借で3,473㎡、契約件数は2件でございます。

美里地区・香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて47,078㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借で23,627㎡、合計契約件数は18件、合計面積は70,705㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区7件で、面積は24,113㎡でございます。他の地区につきましては、該当がございませんでした。

なお、認定農業者への集積率は、件数で38.9%、面積で34.1%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

今月については、議事参与の制限に該当する案件がありませんのでこのままご審議をお願いします。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは議案第6号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第8回第1農地部会を終了いたします。

午前10時27分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年8月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____